

○「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」（平成 20 年 3 月 31 日社援発第 0331005 号）新旧対照表

新	旧
<p>(別添) 共済事業向けの総合的な監督指針</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>I～IV-4 (略)</p> <p>I (略)</p> <p>II 共済事業監督上の評価項目</p> <p>II-1 (略)</p> <p>II-2 財務の健全性</p> <p>II-2-1 責任準備金等の積立ての適切性</p> <p>II-2-1-1・II-2-1-2 (略)</p> <p>II-2-1-3 経理処理</p> <p>責任準備金等の積立てに関し、組合が適正な経理処理を行うに当たり留意すべき事項は次のとおり。</p> <p>(1)～(7)</p> <p>(8) 既発生未報告支払備金計算時の留意事項</p> <p>① <u>告示第9条第2項に規定する「通常の予測を超える事象が発生した場合において、当該事象の発生に関する特別の事情があるとき」に該当するかの判断にあたっては、個々の事情だけでなく、業界全体に与える影響の程度を踏まえることとし、適切な積立を行うことによって、共済契約者保護に努めること。</u></p> <p>② <u>業界全体に与える影響の評価及び告示第9条第2項を適用する場合の計算方法の検討にあたっては、行政庁と事前に意見交換を行うこと。</u></p> <p>③ <u>告示第9条第2項を適用する場合、特別の事情が既発生未報告支払備金の計算に重要な影響を与える期間において每期継続的に適用することとし、みだりに計算方法を変更してはならない点に留意すること。</u></p>	<p>(別添) 共済事業向けの総合的な監督指針</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>I～IV-4 (略)</p> <p>I (略)</p> <p>II 共済事業監督上の評価項目</p> <p>II-1 (略)</p> <p>II-2 財務の健全性</p> <p>II-2-1 責任準備金等の積立ての適切性</p> <p>II-2-1-1・II-2-1-2 (略)</p> <p>II-2-1-3 経理処理</p> <p>責任準備金等の積立てに関し、組合が適正な経理処理を行うに当たり留意すべき事項は次のとおり。</p> <p>(1)～(7)</p> <p>(新設)</p>

④ 告示第9条第2項を適用する場合、その旨、理由及び適用した計算方法の概要を開示すること。

Ⅱ-2-2～Ⅱ-2-12 (略)

Ⅲ・Ⅳ (略)

Ⅱ-2-2～Ⅱ-2-12 (略)

Ⅲ・Ⅳ (略)